

菜の花だより

No. 5



発行/菜の花法律事務所 発行責任者/国宗直子
熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732

石垣島。「マンタスクランブル」と呼ばれるポイント。
頭の真上を幅4～5メートルはあるマンタが悠々と泳いでいく。
しかし、この海も、リゾート開発の危機にさらされている。

マンタ 撮影：国宗直子



残暑お見舞い申し上げます。

7月末に行われた参議院選挙では、参議院で野党が多数を占めるという新しい情勢を生み出しました。弱いものいじめの政治に、いつまでも国民が黙ってはいないことを示した結果です。暑い夏の熱い思いが胸に迫ります。

しかし気になるのは憲法9条の行方。戦争への道を歩むことを許してはなりません。何としても憲法を、特に平和の岩たる9条を守ることを、改めて決意しています。

まだまだ暑さが続きます。憲法を守っていくためにも、夏の暑さを健康に乗り切っていきたいと事務所一同気を引き締めています。

どうか皆様もご自愛を。

熊本原爆訴訟 勝訴!

弁護士 国宗 直子

～ 6 度目の勝訴判決～

7月30日、熊本地方裁判所は、原爆症認定申請を却下した厚生労働大臣の処分の取消しを求める訴訟で、21人の原告のうち19人について、原告勝訴の判決を言い渡しました。

判決は、国がその認定のよりどころとしている机上のシミュレーションであるDS86について、これは実際に原告らに生じた初期症状と矛盾すること、誘導放射線・放射性降下物などの残留放射線による外部被曝や内部被曝を無視していることなどを指摘し、これを機械的にあてはめて原告ら



の申請を棄却したことを厳しく批判しました。

今回の判決は、大阪地裁（2006年5月12日）、広島地裁（同年8月4日）、名古屋地裁（2007年1月31日）、仙台地裁（同年3月20日）及び東京地裁（同月22日）の勝訴判決に引き続く6度目の勝訴判決です。

これまで、厚生労働大臣は、5つの訴訟についてすべて控訴し、今回も控訴しました。しかし、62年前の原爆の犠牲になった人たちはすでに高齢に達しており、解決を引き延ばすことは被害者の死を待つことにほかなりません。熊本の21人の原告もすでに6人の人が亡くなっています。遅すぎる解決は本当の解決ではありません。国は、6度も負けたことを真剣に受け止め、控訴を取り下げ、現在の原爆症認定行政を根本的に見直す必要性に迫られています。安倍首相も見直しが必要であることを初めて認めました。近く検討会を発足させると見られますが、私たちも根本的な見直し策を提案していきたいと思えます。

残念なことながら、今回の判決では2人の原告が請求を棄却されました。これは、原告の被爆状況の評価や症例についての判断を誤ったものだと言わざるを得ません。この2人については、今後も認定を求めてたたかっていく予定です。

1日も早い解決のために、この訴訟への支援をお願いします



熊本全县を展開する「99（救急）9条キャラバン」

憲法が危機に瀕しています。とりわけ、平和を守る誓であった憲法9条を変えてしまおうとする今の動きに、警鐘をならさなければなりません。

青年法律家協会（青法協）熊本支部では、9月9日、憲法9条を守るための熊本全县キャラバンを展開します。全县11コースのキャラバン隊が9条を救おうと訴えます。

各地での宣伝活動にご協力をお願いします。

「99（救急）9条キャラバン 9条の窮状を救おう」のサイト <http://www2.ocn.ne.jp/~caravan9/>

地方政治を住民の手に取り戻そう！

～川辺川住民訴訟のこと～

弁護士 菅 一雄



「川辺川住民訴訟」という裁判を新しく始めました。私は弁護団の事務局長をしています。

「住民訴訟」は、地方自治体の違法な公金支出などを予防・是正するための裁判です。相手方の自治体は川辺川総合土地改良事業組合（以下、「事業組合」と略）です。組合と言っても、人吉球磨地域の市町村が集まって作った組合で、これも地方自治体の一種なのです。

この事業組合がどんな違法な公金支出をしたのでしょうか？その本質は、「行政は中立・公平でなければならない」、この大原則に違反しているという違法です。

地方政治は住民の意思に基づいて行われなければならない。これが民主主義のルールです。これを「住民自治」として憲法92条が定めています。この住民自治の原則からすれば、地方行政は、住民意思を無視して行うことは許されません。行政の側から住民に対して特定の意見を押しつけることなどはもってのほかです。ですから、特定の政治問題について住民間に大きな意見対立がある場合には、行政は中立・公平な立場を堅持し、対立する双方の住民を公平に扱うべきです。

ところが、これに反して、事業組合は、川辺川ダムによる利水を推進してきた特定の住民団体（川辺川地区開発青年同志会）だけに補助金等を支出してきたのです。この公金支出が行政の中立性・公平性に反して違法であると私たちは問題にしています。

また、行政が特定の意見に加担するという場合、その加担する意見とは行政担当者の支持する意見にほかならないでしょう。ですから、事は「行政の私物化」とも言えるのです。実際、事業組合の歴代組合長はダム利水推進派の人物が務めてきました。

しかし、このような住民そっちのけのやり方がいつまでも続くわけはありません。今年4月のいっせい地方選では、ダム利水の強硬な推進派の首長らがこそって落選しました。今や、事業組合を追いつめる時期にきています。川辺川住民訴訟もそのたたかいの一環です。

裁判はいよいよ本格的な論戦に移り、10/12の次回期日は、まずは私たちから激しく攻撃をかける番です。ぜひ多くの方に、傍聴・支援をお願いいたします。

さらに、事業組合には別の違法会計処理の問題もあります。地方自治法では、自治体の会計処理は自治体の長とは別の会計管理者に任せなければならないと決めています。ところが、事業組合では組合長が自分で会計処理をやっているのです。これも重大な問題です。今まで、事業組合や熊本県・総務省に対して公開質問状を出してきましたが、彼らの回答は不合理そのものです。引き続き厳しく追及していきます。

この間の行政とのやりとりの経験を通じて、行政は住民の監視がないと平気で勝手なことをする、行政にルールを守らせ、住民のための公正な政治を実現するためには、法律を武器にして住民運動でたたかうことが必要だと感じました。地方政治を住民の手に取り戻すために、みなさんと一緒にがんばっていきます。よろしくお願いいたします。



漁民の被害を明らかに

～有明訴訟の原告本人尋問～

弁護士 菅 一雄

諫早干拓の堤防撤去・開門を求める「よみがえれ！有明海訴訟」の2007年前半は、漁民の被害立証に取り組みました。

被害立証の柱は原告本人尋問でした。堤防があるのは長崎の諫早湾奥ですが、堤防締切の影響と漁業被害は長崎・佐賀・福岡・熊本4県に及んでいます。漁民原告も4県にまたがって1000人以上もいます。5～7月は毎月、丸一日の期日を使って各地域の代表の漁民原告6～7人の本人尋問を続けました。私は、熊本の漁船漁業のFさんとノリ養殖業のKさん、2人の尋問を担当しました。

この尋問の準備が想像以上に大変でした。漁師さんの家に何度も通って、長時間のインタビューの繰り返しです。

漁師さんの奥さんからは「あなた、また来たの？まだ聞くことあるの？」と半分あきれられました。海のこと、漁のこと、漁民のことは、漁師さんには当たり前の基本的なことでも、素人の私には分かっていないことがよくあります。漁師さんの答えを聞いて理解したつもりが、実は誤解していることも多いのです。だから、何度も同じことを違う角度から訊き直すことになります。自分なりに海と漁と漁師のことをある程度理解して、裁判官に伝えるべき被害の全貌を見出すまでには時間がかかりました。

こちらの根気と熱意も伝わったのか(?)、Fさん、Kさんからは、いつも美味しい海産物をご馳走になりました。豊かな有明海を守ろうという決意も新たにします。

理解した後は、私と同じく海と漁の素人の裁判官にどう伝えるかです。インタビューの繰り返しの中で、生々しく分かりやすく泣かせるようなエピソードも仕入れました。

私の尋問はたまたま5月と7月のトリでした。生々しい被害を示して、裁判官を真剣にさせ、漁師のみなさんを勇気づける尋問をしたい、と決意を持って臨みました。拍手も出て、漁民の方にも大喜びしていただきました。とても盛り上がる印象的な尋問ができたと自負しています。

裁判は、来年1月結審と決まり、その後判決です。ご注目とご支援をお願いいたします。



いかかごを抱えて漁師気取りの私と真の漁師のFさん

無 料 法 律 相 談 の ご 案 内

by法テラス

月収が下記の一覧に該当する人は、法テラスの援助により菜の花法律事務所でも無料の法律相談が受けられます。

ご希望の方は受付で申し出て下さい。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

※ 以下1人増につき30,000円を加算

※ 配偶者が事件の相手方になる場合(離婚事件等)は合算しません

※ 家賃・住宅ローン・医療費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。

※ 居住用住宅または係争物件以外の不動産その他の資産を有する時は援助できません。

※ 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

※ 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

ハンセン病療養所の将来構想をたくせる 新しい法律を！

弁護士 国宗 直子

～ハンセン病問題基本法の制定を求める署名にご協力を～

2001年5月11日のハンセン病国賠訴訟判決以来すでに6年を経過しました。この間、原告団、弁護団は全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）と協力し合い、統一交渉団を構成し、厚生労働省との協議にあたってきました。この間、退所者や非入所者の生活援助や、真相究明など、大きな成果をあげてきました。

しかし、依然、ハンセン病療養所の入所者は、高齢、ハンセン病の後遺症、受け入れ家族の不在、そして何よりも未だに残る差別や偏見のために、療養所を出ることができず、療養所を「終の棲家」とする人が大勢いらっしゃいます。すでに、全国の国立療養所に暮らす人たちは3000人を切り、その平均年齢は78歳となります。国の苛酷な強制隔離政策のために人生を奪われてきた入所者のみなさんに、せめて、その療養所での暮らしを、心安らかにすごしていただきたいと願わずにはいられません。

そんな願いから、これまでハンセン病療養所の将来構想の問題について厚生労働省との協議を進めようとしてきました。

療養所にいることで社会から切り離されてしまうことがないように、療養所の医療・介護機能が低下することがないように、療養所にいることがけつして寂しいことにならないように。そのために、厚生労働省は、他の福祉施設などとの並存や病院機能の拡大も含めて、新しい療養所のあり方を検討してほしい。

これに対する厚生労働省の姿勢は一貫していました。「厚生労働省が行う仕事は、最後の一人の入所者まで。それ以降に続くような施策は取れない。」「施設の並存、一般外来入院の受け入れなど法律上不可能である」「退所者の入院制度も不可能である」。

そもそも、現在のハンセン病療養所の存在根拠は、法律的には1996年に制定された「らい予防法廃止法」です。らい予防法を廃止するために制定された法律ですから、法律廃止に伴う経過措置を取ることがその目的でした。ハンセン病療養所の未来を託すにはこの法律では無理があります。今、私たちは、将来構想の夢を「法律の壁」に阻まれているのです。

そこで、私たちは、療養所の将来を託せる新しい法律の制定を求めることにしました。

「ハンセン病問題基本法」（仮称）がそれです。

「基本法」には、これまで、統一交渉団と厚生労働省との協議で確認事項とされてきたことを改めて法律の規定とするとともに、療養所の将来構想に関する国の責務を明らかにし、これまでの法律の制約を解いて、療養所が地域に開かれ、広く市民が利用できる施設を併設できるようにする規定を盛り込もうとしています。

けれど、この「基本法」、そう易々と制定してくれるわけがありません。これまでもまして一層の多くの人の支援がなければこれを実現することは困難です。

この夏から、「ハンセン病問題基本法を制定し開かれた国立ハンセン病療養所の未来を求める国会請願署名」に取り組みます。

目標は100万筆！

とてつもない目標だけれど、今こそ、これまでのハンセン病をめぐる運動で築いてきた総力をあげて、この署名運動に取り組む必要があります。

一人でも多くの人に、この署名運動に参加していただきたく思います。今回の「菜の花だより」には、署名用紙を同封させていただきました。

どうか周りの人にも呼びかけていただき、この署名にご協力くださいますようお願いいたします。

（署名運動のサイト） <http://www5b.biglobe.ne.jp/~naoko-k/shomei/shomei.htm>

カンパのお願い

署名運動の資金へのカンパをお願いします。

振込先：りそな銀行 東村山支店（普通口座 3928740）

口座名義 ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会 代表 神 美知宏



菜の花事務所で修習しました。

司法修習生 久保田紗和



私は、6月上旬より、菜の花法律事務所で修習しました。事務所の雰囲気は落ち着いていて、事件に対して真剣で、いろいろお話を下さる、でもちょっとおつちよこちよいな国宗先生と、いつも

「どうしよう、時間がない」と独り言を言っている菅先生、優しく接して下さる中山さん、馬場さんが本当に楽しくて、とても良い環境でした。

全ての事件が勉強になり、印象に残っていることもたくさんありますが、特に弁護団事件で、中でも国宗先生のハンセン病に関わっていらっしゃる姿はとても印象に残っています。

私自身、国宗先生に同行して、各療養施設の将来構想に関する厚生労働省との協議に立ち会ったり、弁護団会議に参加したり、退所者の支援策を策定するための熊本市との交渉に同行したり、遺族の方の訴訟も見せて頂きました。先生は患者さんの救済、支援には本当に何も惜しまず真剣で、普段は優しい先生が国との話し合いの時には声を荒げるような場面もあって、これが弁護士のあべき姿かと感動しました。

また、原告の方からの信頼も絶大で、原告団の方のお話でも、「あなたは国宗先生のところで勉強させてもらって本当に良かったね。国宗先生ほど信頼されている先生は他にいないと言っていい程、私達は信頼している。」とおっしゃって、私も弁護士になったときに、こんなに信頼されることがあるだろうか、こんな弁護士になれるだろうかと真剣に考えさせられました。

ハンセン病に関するお話もとてもたくさんして下さい、ハンセン病という病気、患者さんが受けてきた被害、訴訟・判決のこと、判決後の国との交渉、現在の入所者や退所者のみなさんの状況、各療養所の実態、訴訟が終わっても問題がそれで解決する訳ではないということなど教えて頂いて、自分がいかに何も知らないているかを思い知

らされ、自分も弁護士になったら、徹底的に学び、実態を知り、共に闘いたいと心から思いました。弁護士のあり方は様々だとは思いますが、このことは私が国宗先生の下で修習させていただいたからこそ感じる事が出来たことだと思っています。

もう一つ印象に残っていることは、先生が女性ということもあり、菜の花には女性の依頼者の方がたくさんいらっしゃいますが、悩む女性に対して、先生が本当に優しく接していらっしゃる姿です。

セクハラ、パワハラ、DVと言葉はよく聞きますが、実際に被害を受けた女性達は、そのことを思い出すと泣き出してしまったり、PTSDがあったりと深刻な被害や心の傷を抱えていて、時にはカウンセラーのように優しく励ますように接していらっしゃる姿は、同じ女性でこれから弁護士になろうとする私が学んでいかなければならないことだと実感しました。

また、訴訟や調停で負けてしまうのではないかと不安になっている依頼者の方が先生に励まされながら次第に立ち直り、強くなっていく姿に、私も同じ女性として励まされ、頑張ろうという気持ちになりました。

菜の花で修習させて頂いて、弁護士という仕事が、単に訴訟を遂行するというだけでなく、人と関わる中で本当に困っている人、苦しんでいる人を励まし、救っていくのだと実感し、私の修習生活の中で最も充実した時間だったのではないかと思います。

私も順調にいけば、来年には熊本で弁護士になりますが、ぜひ国宗先生のような、素敵な弁護士になり、先生と一緒に仕事をさせて頂いて、またいろんなことを学び取っていただけたらと思っています。

最後になりましたが、国宗先生、菅先生、中山さん、馬場さん、私の勉強のためにお話を聞かせて下さった依頼者の方々に心より感謝の気持ちを申し上げます。



ある夜、家の中にコウモリが入ってきました。驚きのあまり、アパート中に響き渡るほど叫んでしまったのですが、とりあえずコウモリがいる部屋は一晚封鎖、翌日、死んだのか寝ているのかわからないまま、必死でベランダから放り出したのでした。コウモリは漢字で書くと福の字が入ることから縁起がいいとされているようですが、それを放り出した私にとってはどうなんだろうと不安に思った恐怖の出来事でした。
(中山鑑子)

今までのスカートや靴が窮屈になってきました。夏痩せを期待していたものの猛暑でも食欲は衰えず、「太っている母の遺伝子を引き継いでいるのだからしょうがない」と自分に言い訳をし、甘いものに手を出しています。
今後に向けて、秋になったら「食欲の秋」、冬になったら「お正月太り」という言い訳を今から考えています。

(馬場広子)